

見積参加希望者 各位

(盛岡市内に本社又は営業所を有する

「財産等売払い－特殊車両・建設機械」の有資格者)

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積りされるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 件名 | 散水車の売払い |
| (2) 品名・規格・数量等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 引渡場所 | 盛岡市役所都南分庁舎車庫(盛岡市津志田14地割37番地2) |
| (4) 引渡期間 | 契約締結日の翌日から完了報告の日まで |

2 契約条項を示す場所

盛岡市建設部道路管理課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和7年11月25日(火) 9時00分から15時00分まで
- (2) 盛岡市建設部道路管理課(盛岡市内丸12番2号 本庁舎本館7階)
箱入れによる執行即時開札

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 売買契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1回とする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積りの無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) 見積日において、盛岡市から指名停止措置を受けている者については、契約の相手方としない。

(5) 問い合わせ先

盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本庁舎本館7階

建設部道路管理課業務係 嵯峨周平

電子メール：dourokanri@city.morioka.iwate.jp、電話：019-626-7518